

我孫子市一般職の職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市一般職の職員の特殊勤務手当支給に関する規則（平成12年規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第7条 略 <u>（医療的ケア手当）</u>	第7条 略
<u>第8条 医療的ケア手当は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する</u> <u>喀痰吸引等の業務に従事した保育士</u> <u>に支給し、その額は、1日につき500円とする。</u> （支給額の調整）	（支給額の調整）
<u>第9条</u> 略 2 支給額が日額により定められた特殊勤務手当 <u>（医療的ケア手当を除く。）</u> については、業務に従事した時間が1日4時間に満たない場合における当該手当の額は、それぞれに規定する日額の100分の50に相当する額とする。	<u>第8条</u> 略 2 支給額が日額により定められた特殊勤務手当については、業務に従事した時間が1日4時間に満たない場合における当該手当の額は、それぞれに規定する日額の100分の50に相当する額とする。
<u>第10条</u> 略	<u>第9条</u> 略
<u>第11条</u> 略	<u>第10条</u> 略
<u>第12条</u> 略	<u>第11条</u> 略
<u>第13条</u> 略	<u>第12条</u> 略
附 則	附 則

1 から 3 まで 略	1 から 3 まで 略
4 第 2 項の場合においては、第 6 条の規定は適用せず、 <b>第 9 条第 2 項</b> の規定の適用については、同項中「 <b>医療的ケア手当</b> 」とあるのは、「 <b>医療的ケア手当及び</b> 附則第 2 項の感染症防疫等作業手当」とする。	4 第 2 項の場合においては、第 6 条の規定は適用せず、 <b>第 8 条第 2 項</b> の規定の適用については、同項中「 <b>特殊勤務手当</b> 」とあるのは、「 <b>特殊勤務手当（附則第 2 項の感染症防疫等作業手当を除く。）</b> 」とする。

別記様式中「第 1 1 条関係」を「第 1 2 条関係」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。